

水防法に基づく水位周知河川等について

洪水予報河川・水位周知河川に関する制度概要

洪水予報河川 (大臣又は知事が指定)

- ▶ 流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川
- ▶ 洪水のおそれがあるときは、水位又は流量等を示して、河川の状況を水防管理者等に通知
- ▶ 必要に応じ、一般に周知

水位周知河川 (大臣又は知事が指定)

- ▶ 洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川
- ▶ 特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者等に通知
- ▶ 必要に応じ、一般に周知

洪水浸水想定区域 (大臣又は知事が指定)

想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定

市町村防災計画への記載 (市町村防災会議が作成)

洪水、雨水出水又は高潮に係る各浸水想定区域ごとに、以下の事項を記載

- ・ 洪水予報等の伝達方法 ・ 避難場所及び避難経路
- ・ 避難訓練
- ・ 地下街等、要配慮者施設及び大規模工場等の名称及び所在地・
その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため
に必要な事項

注) 大規模工場等は、その所有者等から申出があったもののみ。

ハザードマップ
(市町村長が作成)
→ 上記記載事項を住民に周知

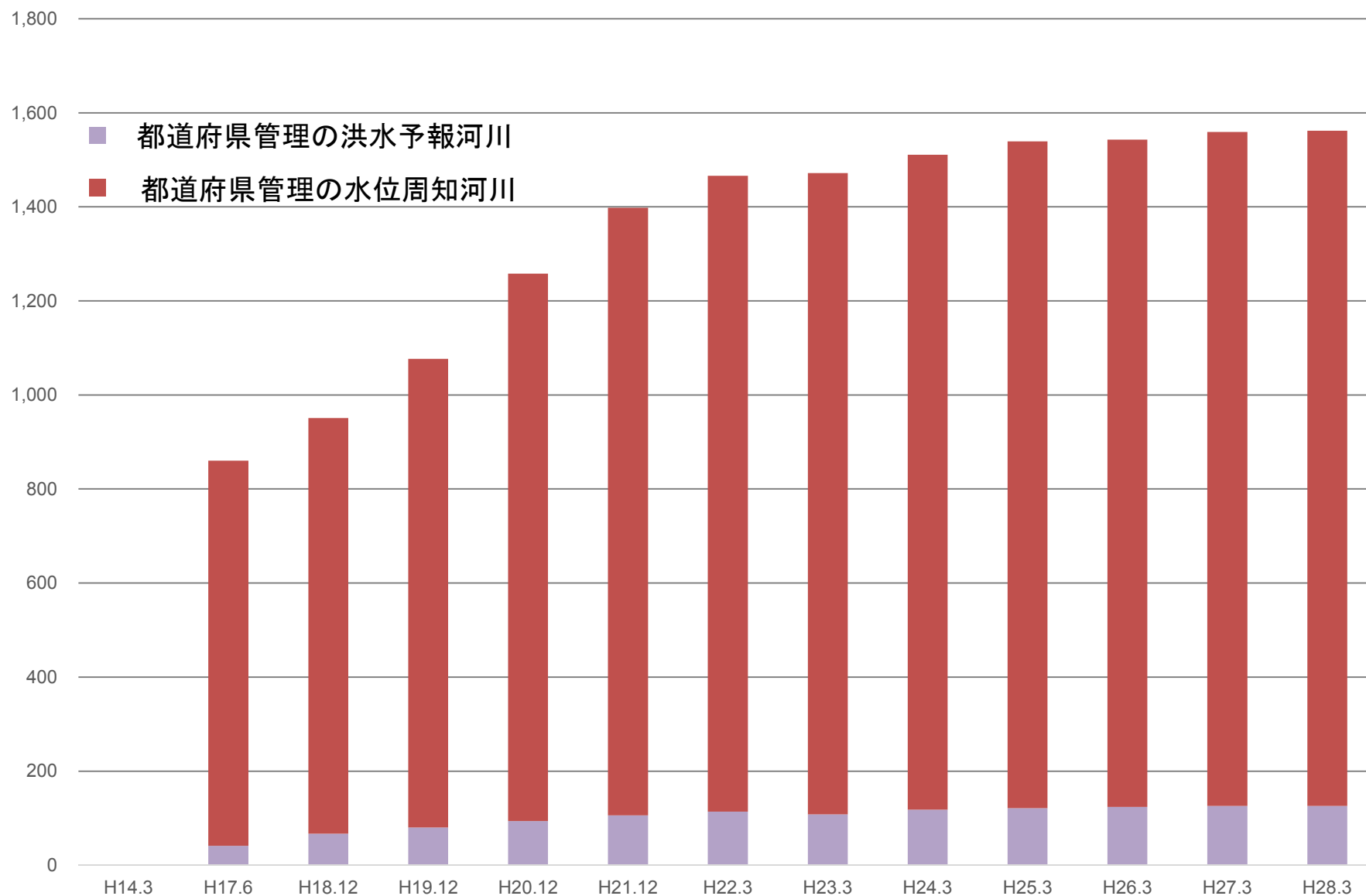
洪水予報河川・水位周知河川の指定状況と浸水想定区域の公表状況

(平成28年3月31日時点)

	洪水予報河川	水位周知河川	合計	浸水想定区域
国管理河川	293河川	136河川	429河川	415河川
都道府県 管理河川	126河川	1,436河川	1,562河川	1,520河川

洪水予報河川・水位周知河川の指定経緯

○近年、指定数が横ばいで推移している。



水位情報の通知等に関する規定

	洪水予報河川(都道府県管理)	水位周知河川(都道府県管理)
通知すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水のおそれがあると認められたときは水位又は流量を通知<small>※水防法第十一条</small> 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水特別警戒水位に到達したときは、当該河川の水位又は流量を通知<small>※水防法第十三条</small>
通知すべき水位	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位 避難判断水位 氾濫注意水位 (・水防団待機水位) <p><small>※河川砂防技術基準 維持管理編 ※H27.3.25事務連絡(洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位情報の発表について) ※水防団待機水位は、通知すべき水位ではないが、参考として記載</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> 洪水特別警戒水位<small>※水防法第十三条</small> (・避難判断水位) (・氾濫注意水位) (・水防団待機水位) <p><small>※河川砂防技術基準 維持管理編 ※H27.3.25事務連絡(洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位情報の発表について)において、避難判断水位及び氾濫注意水位への到達情報等も発表を行うものとされている。 ※水防団待機水位は、通知すべき水位ではないが、参考として記載</small></p>
誰が誰に通知するのか	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が気象庁長官と共同して、水防管理者及び量水標管理者に通知 必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が、水防管理者及び量水標管理者に通知 必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知

浸水想定に関する規定

<p>定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定・公表<small>※水防法第十四条</small>
<p>区域図への明示事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨により該当河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深<small>※水防法第十四条</small> ・想定最大規模降雨により該当河川が氾濫した場合の浸水継続時間<small>※水防法施行規則第二条</small> ・計画降雨により該当河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深<small>※水防法施行規則第二条</small> ・家屋倒壊等氾濫想定区域<small>※洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)</small>
<p>公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載<small>※水防法施行規則第三条</small> ・浸水想定区域の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示して公表<small>※水防法施行規則第三条</small>
<p>区域・水深の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨によって堤防その他の施設の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行う<small>※水防法施行規則第一条</small> ・選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を洪水浸水想定区域とする<small>※水防法施行規則第一条</small> ・重複する区域において想定される水深が選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする<small>※水防法施行規則第一条</small>